

# 東部地区社会人バスケットボール連盟規約

## 第1章（名称）

本連盟は、東部地区社会人バスケットボール連盟と称する。

## 第2章（目的）

本連盟は、バスケットボールの普及・発展と競技力向上並びに健全なる社会体育スポーツの育成を図る。

## 第3章（組織）

本連盟は、東部地区において、本連盟に加入している社会人と学生の団体をもって組織する。

## 第4章（事業）

本連盟は、第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

第1条 本連盟は主として、年1回のリーグ戦を行い、上位チームより各部の区別をし、原則として6チームずつとする。

第2条 優勝チーム、2位チーム、総合得点王の表彰を行う。

第3条 審判講習会を行う。

第4条 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日とする。

## 第5章（役員）

本連盟は、次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	若干名
理	事 長	1名
副	理 事 長	若干名
理	事	若干名
事	務 局 長	1名
事	務 局 員	若干名
会	計	若干名
監	事	2名

第1条 役員は、加盟登録チーム（男子1部～6部・女子1部～2部）から2チームずつ選出する。ただし、会長・副会長についてはこの限りではない。

第2条 会長は、本連盟を代表する。

第3条 副会長は、会長を補佐し、業務を遂行する。

第4条 理事長は、理事会を統理し、会議の議長となる。

第5条 副理事長は、理事長を補佐し、業務を遂行する。

第6条 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を遂行する。

第7条 事務局長は、事務局員、会計を掌握し、業務を遂行する。

第8条 事務局員、会計は事務局長と連携を取り、業務を遂行する。

第9条 監事は、本連盟の会計を監査し、代表者会議で承認を得る。

第10条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

## 第6章（会議）

本連盟は、次の会議を置く。

役 員 会

理 事 会

代 表 者 会 議

第1条 役員会は、会長が必要に応じてこれを召集する。

第2条 理事会は、理事長が必要に応じてこれを召集する。

第3条 代表者会議は、毎年年度始め及び終わりに理事長が召集する。

第4条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第7章（加盟及び脱退）

本連盟の加盟及び脱退は、次の通りとする。

第1条 本連盟に加盟を希望する社会人及び学生のチームは理事会の承認を得る。

第2条 本連盟の脱退を希望する加盟登録チームは役員会に報告する。

## 第8章（会計）

本連盟の会計は次の通りとする。

第1条 本連盟の経費は、参加料・加盟登録料・選手登録料、その他の収入をもってあ  
てる。

第2条 参加料・加盟登録料・選手登録料は年度始めに納入しなければならない。

第3条 納入費は、いかなる理由があろうと返還しない。

ただし、不正等が生じた場合にはこれを返還することもある。

第4条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から3月末日とする。

## 第9章（附則1）

本連盟の附則1は次の通りとする。

第1条 本連盟の規約改正及び補則は役員会の決議による。

第2条 本連盟に関して必要な附則は役員会の決議により決定する。

第3条 本連盟の主催する競技会は日本バスケットボール協会の規則に準ずる。

## 第10章（附則2）

本規約は、平成21年4月1日から施行する。